

条文変更一覧

項目		内容
第9条3項	新規追加	「バイオガス施設の開放点検実施の際には、事前に乙と協議する。」と追記しました。
第10条	追記	条文中「・・・忠生市民センターに設置した表示盤にリアルタイムで掲示する・・・」と文章を記載しました。
第15条	追記	「健康被害」を物損などに対応するため「健康被害等」としました。
		甲は、バイオエネルギーセンターにおけるごみ等の搬出入並びにバイオエネルギーセンターの設置及び稼働に起因し、甲の責めに帰すべき事由により地域住民に健康被害等を及ぼした場合は、誠意をもってその賠償を行う。
第17条	追記	「有識者」を追記しました。
		バイオエネルギーセンターの稼働に伴い、甲は、別途定める「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領」に基づき、有識者を含めた「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」を設置する。
第17条2項	修正	語尾の「・・・設置する」を「・・・開催する」に変更しました。
		甲は、バイオエネルギーセンターの稼働に伴う地域住民の健康被害の防止及びバイオエネルギーセンターの稼働状況に関する重大な事項が生じた場合には、速やかに専門委員会を開催する。
署名欄		連名者の肩書きを「地区連絡委員」とし、下記注釈に※地区連絡委員：町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会で保全協定の協議をされた委員と記載しました。 小山田桜台について、自治連合会であるため、【周辺町内会及び自治会等の表示】に等を追記しました。
別表1	追記	注釈に、「停止基準については、自主規制値(自動計測値を含む)を超えた場合とする。」と追記しました。
別図		データ表示板の位置を記載しました。